

令和4年7月19日  
生涯学習スポーツ振興課

## 学校施設開放事業の現状と課題について

学校施設開放事業は、学校教育に支障のない範囲で、学校施設（校庭・体育館・教室（一部）等）を開放し、地域の児童及び幼児の安全な遊び場として確保するとともに、地域住民のスポーツ活動の場として活用するものです。

学校施設を多くの団体が使用中、使用団体の利便性向上や学校の負担軽減を図るため、新たに運用開始予定の「施設予約システム」の活用を踏まえ、学校施設開放事業の現状と課題を整理します。

### 1 事業内容

#### (1) 開放の根拠

学校施設の使用については「教育委員会は、使用の申込みがあったときは、当該学校長の意見を聴き、学校教育上支障のない限り、社会教育その他公共のため、その使用を承認」しています。（港区立学校施設等使用条例第2条第1項第2号）

#### (2) 利用区分

ア 区・学校等が関わる事業

イ 港区立学校施設等使用事前届出団体（以下「事前届出団体」といいます。）

（「港区立学校施設等使用に伴う使用団体の事前届出及び使用に関する要綱」に基づき、必要条件を満たし、教育委員会に届け出た団体）

ウ その他一般団体

#### (3) 開放施設

講堂・体育館、教室、校庭、テニスコート、柔剣道場等（学校により異なります。）

#### (4) 開放時間

午前：午前9時から正午まで

午後：午後1時から午後5時まで

夜間：午後5時から午後9時まで

#### (5) 使用料

施設区分	午前	午後	夜間
講堂・体育館	1,700円	2,900円	3,600円
教室	240円	500円	600円
校庭	1,000円	1,200円	1,200円

なお、事前届出団体については、上記使用料を免除しています。ただし、使用料以外（照明等の設備費）については、以下のとおり徴収しています。

施設区分	使用料
アップライトピアノ	100円
グランドピアノ	300円
夜間照明（校庭）	1,600円
夜間照明 （テニスコート）	200円

## (6) 使用の優先

学校教育に関わる行事を最優先とし、次に、区主催事業等公共性の高い行事を優先したうえで、地域へ開放しています。

## (7) 使用申込の主な流れ

ア 学校開放事務を委託している学校の場合

【15校（内訳）】芝小・赤羽小・芝浦小・御田小・高輪台小・南山小・東町小・青山小・青南小・お台場学園・御成門中・三田中・高松中・港南中・高稜中

- ① 使用団体は、使用月の2か月前の25日までに、使用申込書を各港区スポーツ施設のいずれかに持参又は郵送します。
- ② 委託事業者が、月末までに提出された使用申込書と学校予定表を基に、使用日の調整を行い、使用月の1か月前の毎月1日に使用承認書を各団体へ送付します。
- ③ 使用日が重複した団体がいた場合、使用月の1か月前の毎月5日～8日に利用調整を行います。
- ④ 利用後、空き枠が発生した場合、使用月の1か月前の毎月10日以降に港区スポーツ施設にて電話での空き枠確認後、予約を受付けます。
- ⑤ 使用団体（一般団体）は、当日までに生涯学習スポーツ振興課窓口及び区立スポーツ施設で使用料を支払い承認書を受領します。
- ⑥ 使用団体は、使用日当日に承認書を提示して、使用します。

イ ア以外の学校の場合（学校によって異なります）

【11校（内訳）】御成門小・白金小・白金の丘学園・港南小・麻布小・本村小・筈小・赤坂小・六本木中・赤坂中・青山中

- ① 学校ごとに期間を定めて、使用団体から使用申込書を受け付けます。
- ② 学校は、学校教育上の支障の有無及び使用目的（社会教育その他公共のため）を確認の上、使用可能と判断した場合、使用を承認します。  
※ 事前届出団体は、使用料が免除されるため、この時点で学校から承認書を受け取ります。
- ③ 使用団体（一般団体）は、当日までに生涯学習スポーツ振興課窓口及び区立スポーツ施設で使用料を支払い承認書を受領します。
- ④ 使用団体は、使用日当日に承認書を提示して、使用します。

## 2 主な課題

- (1) 利用者の利便性（登録・予約・空き状況確認）
- (2) 学校（副校長）の負担
- (3) 既存の事前届出団体の活動実態への配慮
- (4) 新規の事前届出団体の活動場所の確保

### 「主な課題」の参考意見

#### 【港区立学校施設等使用事前届出団体】

- ・毎月、学校・スポーツ施設に申込書を持参・郵送するのが煩雑・面倒である。
- ・申込結果の確認等が、限られた時間内に電話連絡でしか対応してもらえない。
- ・ほとんどの学校施設の空き状況が予約システムで確認できない。
- ・新たに事前届出団体になっても、学校施設を利用できない。

#### 【学校】

- ・利用者からの受付対応や空き状況の確認等、煩雑で多くの時間を費やしている。
- ・新規団体の利用問合せは、空きがないため全て断っている状況である。
- ・副校長の負担が相当なものであり、システム化・ルール化が必要である。
- ・学校運営上必要な使用枠は確保せざるを得ない。
- ・学校予定を事前に確定するのは難しいこともある。工事などは2週間前に決まることもある。
- ・利用を許可していても、学校都合で、どうしても断らなければならないケースがある。利用団体には理解を求めている。
- ・「港区●●」「みなと●●」という団体が多く、学校では公共性の高い団体を把握しきれない。
- ・学校と設備・備品を共有する団体のマナーが悪いケースがある。
- ・利用団体のマナーが悪い（自転車禁止の徹底など）

#### 【学校施設使用団体（事前届出団体）説明会（令和3年10月～12月に12回開催）】

- ・システム化に当たり、「地域の子供たちが所属している団体」「地域との関係性の深い団体」に対しては、これまでの活動実態・地域貢献等を考慮してほしい。
- ・新規団体の事情もわかるが、活動日時が不確定だと、活動を存続できなくなる。
- ・既存団体活動の全てでなくても、ある程度（半分以上、2/3ほど）継続させてほしい。
- ・事前届出団体になったが、一度も学校施設を利用できない。全ての学校に電話したが断られた。
- ・既存団体の活動に配慮しつつ、新たな団体への活動場所の確保も検討してほしい。
- ・場所を2分割にするなど、工夫することで、対応できないか。

### 3 今後の検討方法

学校施設開放運営委員会での検討状況を区ホームページに掲載し、事前届出団体等、多くの方からの御意見を募り、次回の学校施設開放運営委員会に反映させます。

こうした協議を3回程度行い、課題解決を含めた「新たな学校施設開放の考え方」をまとめ、令和5年10月（令和5年12月利用分）からの運用開始・申込み方法変更を目指します。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和4年	8月上旬	議事録公開・意見募集開始
	8月中旬	意見募集締切
	<u>8月下旬</u>	<u>第2回学校施設開放運営委員会</u>
	9月上旬	議事録公開・意見募集開始
	9月下旬	意見募集締切
	<u>10月上旬</u>	<u>第3回学校施設開放運営委員会</u>
	10月中旬	議事録公開・意見募集開始
	11月上旬	意見募集締切
	<u>11月下旬</u>	<u>第4回学校施設開放運営委員会</u>
	12月上旬	システム構築開始
令和5年	10月	施設予約システム稼働（令和5年12月利用分）